

後期高齢者医療制度に関するお知らせ 保険料均等割軽減割合の見直し

変更点	
30年度	31年4月
軽減割合 9割	8割

後期高齢者医療の保険料について、均等割軽減割合の見直しが行われます。

▼均等割軽減割合の変更

対象 世帯の総所得金額などが33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入のみで80万円以下の人

均等割2割軽減対象者	
30年度	31年4月
基準額 50万円	51万円

▼均等割5割軽減対象者

30年度	31年4月
基準額 27・5万円	28万円

▼均等割軽減基準額の変更

対象 世帯の総所得金額などが、33万円+基準額×世帯に属する被保険者数以下の人

変更点

均等割5割軽減対象者

30年度	31年4月
基準額 27・5万円	28万円

均等割2割軽減対象者

30年度	31年4月
基準額 50万円	51万円

問合せ 福井県後期高齢者医療広域連合
☎54-6330

商工労働

計量器（はかり）の定期検査

取引や証明のために使用する計量器は、計量法第19条により、定期検査の受検が義務付けられています。受検が必要な計量器を所持している場合は、必ず検査を受けてください。

また、定期検査に先立ち、事前調査が届けられない場合は、商工労働課へご連絡ください。

▼事前調査

提出書類 事前調査書

提出期限 8月8日(木)

※代検査（はかりのある場所に出向いて行う検査）を希望することもできます。この場合、検査手数料のほか計量士の旅費の負担が必要となります。

とき	ところ
9月24日(火) 10時～15時	市役所西側倉庫
9月25日(水) 10時～15時	保健センター 車庫

▼定期検査（集合検査）

持ち物 はかり、検査申請書（検査手数料分の県収入証紙を添付）、印鑑

※ 12時～13時は除く

問合せ 詳細は、市のホームページをご覧ください。

商工労働課
☎73-8030

生活環境

あわらし乗合タクシー 停留所の新設、位置や名称の変更

8月1日(木)から、乗合タクシー停留所の新設や位置と名称の変更をします。お間違えのないようにご利用ください。

また、乗合タクシーを利用するには登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 生活環境課 生活G
☎73-8017

▼新設する停留所（停留所番号）

・下八日（4510）
〔場所〕馬忠倉庫前

▼位置を変更する停留所（停留所番号）

・牛ノ谷区民館（2115）
〔場所〕（変更後）新区民館前
（変更前）旧区民館前

・金津本陣KOSSA（金津神社）（4503）
〔場所〕（変更後）KOSSA入口前
（変更前）KOSSA第2駐車場前

▼位置と名称を変更する停留所

・停留所番号 3135
（変更後）〔名称〕河原井手
〔場所〕河原井手7・14
（変更前）〔名称〕福伸工業前
〔場所〕池口5・46

市民

令和元年8月1日から 保険証が切り替わります

現在お使いの保険証の有効期限は、令和元年7月31日です（有効期限が「平成」の元号は、「令和」に読みかえてください）。

新しい保険証は7月下旬ころに簡易書留で郵送しますので、氏名や住所に誤りがないか、必ずお確かめください。8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 市民課 保険年金G
☎73-8015



生活環境



飼い犬のふんは 持ち帰りましょう

一部の飼い主の犬のふんの不始末により、多くの苦情が市に寄せられています。

市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条でも、飼い犬のふん害防止に関しては飼い主責任であることが明確に記載されており、守られなかった際には市から指示をすることになっていきます。

飼い主の皆さまは、自分に関

係ないとは考えないで、今一度、飼い主として責任を持ち、散歩する時はふんを持ち帰るための容器などを携帯し、飼い犬がふんをしたらきちんと後始末をしてください。飼育する上でのマナーを守り、気持ちよく暮らせるまちづくりへのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 生活環境課 生活G
☎73-8017

政策

あわらし公共施設再配置計画 パブリックコメント募集

近年、公共施設の老朽化が著しく、その対策が全国的な課題となっています。

本市でも、将来にわたって公共施設が適切に機能を果たしていくよう、平成29年3月に「あわらし市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この計画をもとに、施設ごとの再編方針を示す「あわらし市公共施設再配置計画」（案）を策定しますので、市民の皆さんの意見を広く募集します。

募集期間
7月25日(木)～8月7日(水)

案件名
あわらし市公共施設再配置計画(案)

内容
2016年度から2055年度までの40年間の計画で、公共施設の再配置を具体的に進めていくための基本方針

閲覧方法
募集期間内に市のホームページ、または次の場所で開催することができま

提出方法
期間内に、住所、氏名および連絡先を明記の上、持参、郵送、FAXまたはメールで提出してください。

問合せ
〒919-0692
あわらし市姫三丁目1番1号
あわらし市役所 政策課
☎73-8005
FAX 73-1350
✉seisaku@city.awara.lg.jp

市民



健診は「受けたあと」が大切です

健康診断の結果を活用していますか？「健診結果が昨年と比べて悪化した」「異常値に近い検査項目があった」など、気になる兆候がないか確認してみよう。いつまでも健康でいるためには、今の健康状態を把握して、生活習慣を維持・改善することが大切です。

特定保健指導とは？

特定健診の結果、「肥満」と判定され、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」「喫煙」のいずれか1つ以上に該当し、生活習慣の改善が必要な人に行われる保健指導のことです。

保健師が面談や電話により、健診結果の説明や生活習慣を改善するきっかけ作りを行います。対象者には、健診結果と一緒にお知らせしますので、気軽にお問い合わせください。

特定保健指導指定医療機関

対象者は、市内の指定医療機関で医師による特定保健指導を受けることができます。

〔積極的支援〕 加納病院
〔動機付け支援〕 奥村医院
加納病院

申込み 市民課 保険年金G
☎73-8015

文化学習

あすの福井県を創る運動 功労者知事表彰、優良実践者会長表彰

（一社）あすの福井県を創る協会では、豊かなふるさとづくり運動の推進に関し、功績が著しい個人および団体に対して表彰を行っています。

5月29日(水)に福井県生活学習館(ユアアイ・ふくい)で行われた総会の席上で、功労者知事表彰および優良実践者会長表彰が行われました。

表彰を受けられたのは、次の皆さんです。



問合せ 文化学習課 ☎73-8041